5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成27年10月１日（木曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成27年６月10日

農林水産大臣　林　　芳正

博多地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成27年６月10日から平成27年６月30日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部計画課

福岡市役所

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成27年６月10日

農林水産大臣　林　　芳正

1　八戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成27年６月10日から平成27年６月30日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部計画課

青森県庁

八戸市役所

2　枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成27年６月10日から平成27年６月30日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部計画課

鹿児島県庁

枕崎市役所

公　　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人北野節夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年６月10日　　松山地方法務局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年５月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナラサキ産業株式会社　代表取締役　中村　克久　東京都中央区入船３－３－８　国土交通大臣許可（般・特―22）第4650号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成27年６月11日から平成27年７月10日までの30日間

4　処分の原因となった事実　ナラサキ産業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年４月８日から平成26年３月25日までの間、農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成27年１月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年５月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱電機冷熱プラント株式会社　代表取締役　石川　孝治　東京都品川区南大井３－14－９　国土交通大臣許可（般・特―22）第6221号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。